

令和5年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和5年度11月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1	補正予算説明資料	(総括表) 3
			孤独・孤立対策課 4
			障がい福祉課 5
			長寿社会課 8
			健康政策課 11
		医療政策課 13	
		感染症対策課 16	
	2	歳入歳出事項別明細書	17
	3	節の明細	22
	4	繰越明許費に関する調書	孤独・孤立対策課ほか 23
	5	債務負担行為に関する調書	医療政策課 24

【予算関係以外】
(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第11号	鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例	医療政策課	25

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
孤独・孤立対策課	1,437,750	57,000	1,494,750	57,000				
障がい福祉課	8,356,588	342,271	8,698,859	240,240	65,000		37,031	
長寿社会課	13,938,879	673,995	14,612,874	571,911			102,084	
健康政策課	1,432,463	88,900	1,521,363	47,057			41,843	
医療政策課	9,026,057	30,000	9,056,057	30,000				
感染症対策課	10,175,587	100,000	10,275,587	50,000	50,000			
部計	61,606,585	1,292,166	62,898,751	996,208	<57,500> 115,000		180,958	県費負担 238,458

説明

主な事業

- ・(新)生活困窮者相談支援体制等拡充事業
- ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業
- ・(新)障がい福祉職員処遇改善支援事業
- ・(新)鳥取県障がい福祉分野におけるロボット・ICT導入支援事業
- ・介護事業所における介護ロボット・ICT導入支援事業
- ・(新)介護職員処遇改善支援事業
- ・みんなで支え合う自死対策総合推進事業
- ・[債務負担行為]鳥取県小児救急電話24時間相談対応事業
- ・[債務負担行為]鳥取県救急電話24時間相談対応事業
- ・(新)看護補助者処遇改善支援事業
- ・(新)新興感染症対策強化事業

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

孤独・孤立対策課 (内線: 7859)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)生活困窮者相談支援体制等拡充事業	0	57,000	57,000	57,000				
トータルコスト	0	57,780	57,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務、関係機関との調整				
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>長引く物価高騰の影響を受けている生活困窮者の支援のため、緊急小口資金等の特例貸付の借受人のフォローアップ支援強化等を令和4年度から行っているが、この自立相談支援機能を拡充する市町村に対して、また、社会福祉法人やNPO法人が創意工夫し実施する生活困窮者支援事業についても支援を継続することで、県全体の生活困窮者自立支援の機能強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 市町村の体制拡充に対する支援</p> <p>生活困窮者に対する福祉事務所における自立相談支援の機能強化（自立相談支援員の加配など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率3/4（財源：国10/10） ・ コロナ前の体制に対する増員計画：12名程度 <p>(2) NPO法人等に対する支援</p> <p>生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体について、新型コロナや物価高騰の影響を受けた支援ニーズの高まりによる事業量の増加に対して一定の活動経費を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1団体あたり上限50万円 ※複数の市町村において広域的な支援を実施する場合 上限100万円（財源：国10/10） <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、市町村等の取組を包括的に支援することで、生活困窮者の自立に向けた計画的・継続的な支援等を推進する。 ・ 物価高騰下にあっても市町村の体制拡充等を支援するため、令和4年度12月補正において予算を計上し、令和5年度へ明許繰越を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度12月補正（生活困窮者に係る総合支援拡充事業）1,343,470千円（62,500千円繰越） ・ 市町村の体制拡充に対する支援については、令和4年度12月補正予算を活用して同様の事業を行っており、継続して市町村等の支援を実施する。 								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7193)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	95,800	227,271	323,071	130,240	(32,500) 65,000		32,031	県費負担 64,531
トータルコスト	96,580	228,051	324,631	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	補助金交付事務等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障害福祉サービス事業所等、県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、国補正予算を活用し、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行う。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金(195,361千円)

利用者の環境改善等、ハード面における県内の障がい福祉の向上・増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。

実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等
対象事業	障害福祉サービス事業所等の創設(新設)、改築・大規模修繕等
補助対象率	施設整備に必要な工事費及び工事事務費
補助率	3/4(財源:国1/2、県1/4、事業主体1/4) ※国が別途定める基準額を上限とする。
内容	グループホーム創設、多機能施設創設、障害福祉サービス事業所における大規模修繕の5件へ支援を予定

(2) 鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金(31,910千円)

(社会福祉施設等施設整備費補助金への単県上乗せ補助)

重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場の充実を図る。

実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等
対象事業	重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設(新築)する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国補助基準額を上回っている事業。
補助額(財源:単県)	以下のうち、いずれか低い額 1 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 2 国庫補助基準額に1/4を乗じた額(福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額)
内容	グループホーム創設、多機能施設創設の3件へ支援を予定

3 事業目標・取組状況・改善点

・県内の障がい福祉施策の推進のため、社会環境的要因により特に整備が求められる強度行動障がい児者や重度障がい児者を対象とする事業所(生活介護、短期入所、グループホーム等)の創設、改修等に優先的に取り組み、社会資本の整備を図る。

<近年の実績(社会福祉施設等施設整備費補助金のみ)>

令和5年度	グループホームの創設1件
令和4年度補正	多機能施設の大規模修繕(非常用自家発電装置更新)1件
令和4年度	グループホームの創設1件
令和3年度補正	多機能施設の大規模修繕1件
令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練(生活訓練)事業所の大規模修繕1件

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7193)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)障がい福祉職員処遇改善支援事業	0	100,000	100,000	100,000				
トータルコスト	0	100,780	100,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等				
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国において、物価高騰及び他産業の賃上げに対応した障がい福祉職員の方々の処遇改善策を緊急に実施する方針を打ち出したことを受け、従事者の処遇改善に取り組む県内の障がい福祉事業者を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障がい福祉職員処遇改善支援事業 100,000千円</p> <p><事業概要></p> <p>従事者の収入を引き上げる取組を実施する障がい福祉事業者に対し、必要となる経費を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額：職員1名当たり6千円/月相当 ・対象期間：令和6年2月～5月の4か月間 <p>※6月以降は障害福祉サービス等報酬改定により対応される見通し</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉の現場で働く職員の処遇改善を進め、人材の確保を図る。 ・障害福祉サービスを提供した際の障害福祉サービス等報酬は国において定められており、平成21年度から人材確保、処遇改善に向けた報酬の改定が進められ、令和4年度10月の改定においては従事者の処遇改善を目的とした加算が新設された。こうした取組が国の政策として進められているものの、福祉人材の賃金は他産業と比べても未だ低いため、さらなる処遇改善を進め、障がい福祉人材の確保をはかる。 								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7193)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県障がい福祉分野におけるロボット・ICT導入支援事業	0	15,000	15,000	10,000			5,000	
トータルコスト	0	15,780	15,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい福祉分野従事者の業務負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進するため、障害福祉サービス事業所等に対し介護ロボット及びICTの導入を支援する。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金

入所・居住・訪問・通所系の障害福祉サービス事業所等を対象として、職員の身体的負担軽減と利用者の生活の質の向上のため、各種ロボットを導入する経費を補助する。(500千円×10台想定)

補助対象サービス	ロボットの種類	補助率	補正額
・施設入所支援(障害者支援施設) ・共同生活援助(グループホーム) ・居宅介護・重度訪問介護 ・短期入所・重度障害者等包括支援 ・障害児入所施設	・移動支援 ・排泄支援 ・見守り、コミュニケーション支援 ・移乗介護 ・入浴支援	3/4(国1/2, 県1/4) ※1機器あたり上限300千円。ただし移乗介護及び入浴支援は上限1,000千円	5,000千円

(2) 鳥取県障がい福祉分野におけるICT導入モデル事業補助金

障害福祉サービス提供に当たり、業務の効率化や省力化、専門的業務に注力しやすい環境整備等のため、ICT機器等を導入する経費を補助する。(1,000千円×5事業所想定)

補助対象サービス	対象経費	補助率	補正額
全障害福祉サービス	ICT導入に係る経費(端末及びソフトウェア購入費、保守・サポート費等)	3/4(国1/2, 県1/4) ※1事業所あたり上限1,000千円	5,000千円

(3) 【新規】鳥取県就労系障がい福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業補助金

働きやすい環境を整備し、生産能力の向上を図るため、障がい特性に配慮したICT機器等を導入する経費を補助する。(1,000千円×5事業所想定)

補助対象サービス	対象経費	補助率	補正額
就労系障がい福祉サービス	ICT機器等導入に係る経費(AIレジ、予約・顧客管理システムの導入等)	3/4(国1/2, 県1/4) ※1事業所あたり上限1,000千円	5,000千円

3 事業目標・取組状況・改善点

- 日々進化を続けるロボット技術を障がい福祉の現場に導入することにより、職員の身体的負担軽減と利用者の生活の質の向上を目指す。【実績:令和2年度・7施設 令和3年度・9施設 令和4年度・4施設】
- 障害福祉サービス事業所等のロボットやICTの導入を支援するため、令和4年度当初予算、令和4年度12月補正において予算計上し、令和5年度へ明許繰越を行った。
 - 令和4年度当初(鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業)2,200千円
 - 令和4年度12月補正(鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業)10,000千円(10,000千円繰越)
- 支援記録の作成等、介護業務に付随する事務的な業務に対し、ICT技術を導入した業務の効率化を進め、業務の効率化と省力化、専門的業務へ注力しやすい環境整備を図る。【実績:令和4年度・1施設】
- 就労系事業所において、障がい者の障がい特性に配慮したICT機器等の導入により、働きやすい環境を整備し、生産能力の向上を図る。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7175)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護事業所における介護ロボット・ICT導入支援事業	168,957	269,485	438,442	179,656			89,829	
トータルコスト	171,296	270,265	441,561	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人	補助金交付事務				
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>介護現場の職員の負担軽減や業務効率化を更に推進するため、事業所における介護ロボット、ICT（情報通信技術）の導入を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 介護ロボット導入支援事業 介護事業者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護事業者が介護環境の改善のために整備する介護ロボット導入費（介護ロボット購入費、見守りセンサー導入に伴う通信環境整備費）を助成する。 （介護老人保健施設はまかぜ ほかに63事業所で実施予定） ○補正額：152,104千円 ○対象主体：各介護事業所 ○補助率：3/4（職員の負担軽減に資する取組を行う等、一定の要件を満たした場合） 上記以外 1/2 ・1機器につき補助上限額 30万円 （移乗支援・入浴支援については上限 100万円） ・見守りセンサー導入に伴う通信環境整備費については1事業所につき上限 750万円 ・1回当たりの限度台数は、利用定員を10（在宅系サービスは20）で除した数とする。</p> <p>(2) 介護分野ICT導入支援事業 介護職員の身体的・心理的負担を軽減し、離職防止や職場定着を図るため、介護記録、記録に基づく事業所内での情報共有、介護報酬請求業務等、介護業務の効率化に繋がるICT機器（タブレット端末、ソフトウェア等）の導入を支援する。（ライフケアくらよし ほかに151事業所で実施予定） ○補正額：117,381千円 ○対象主体：各介護事業所 ○補助率：3/4（文書量の半減等、一定の要件を満たした場合） 上記以外 1/2 （職員数に応じて上限あり）※前年度以前に補助を受けた場合、既補助額を上限額から差し引く 1名以上10名以下 100万円 11名以上20名以下 160万円 21名以上30名以下 200万円 31名以上 260万円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>介護ロボット、ICTの導入を進める事業所の支援を推進し、介護現場の職員の負担軽減や業務効率化を図る。</p> <p><導入実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット導入支援 平成28年度～令和4年度 238機器（114事業者） ・ICT導入支援 令和元年度～令和4年度 647製品（247事業者） 								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7860)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 介護職員処遇改善支援事業	0	400,000	400,000	390,000			10,000	
トータルコスト	0	402,339	402,339	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国において、物価高騰及び他産業の賃上げに対応した介護職の方々の処遇改善策を緊急に実施する方針を打ち出したことを受け、従事者の処遇改善に取り組む県内の介護事業者を支援する。

また、軽費老人ホームに勤務する職員についても、介護保険施設に準じて、同様の処遇改善支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 介護職員処遇改善支援事業 390,000 千円

<事業概要>

従事者の収入を引き上げる取組を実施する介護事業者に対し、必要となる経費を支援する。

・補助額：職員1名当たり6千円/月相当

・対象期間：令和6年2月～5月の4か月間 ※6月以降は介護報酬改定により対応される見通し

(2) 軽費老人ホーム運営費補助事業 (処遇改善) 10,000 千円

<事業概要>

介護職員の処遇改善支援に合わせ、軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の収入引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付し、各施設における取組みを後押しする。

・補助額：各施設が職員の賃金改善を行った額 (上限：職員1名当たり6千円/月相当)

・対象期間：令和6年2月～3月の2か月間

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・介護現場で働く職員の処遇改善を進め、介護人材の確保を図る。
- ・介護保険サービスを提供時の対価である介護報酬は国において定められており、その中でも介護職員の処遇改善の取組みとしては、平成21年度に介護職員処遇改善交付金を創設し、平成24年度に当該交付金を廃止して介護報酬に取り込んで処遇改善加算制度を創設して以降、令和元年10月の特定処遇改善加算制度の創設、令和4年10月のベースアップ等支援加算創設に至るまで、制度の拡充を重ねてきた。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7175）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険指定事業者等管理システム改修事業	12,591	4,510	17,101	2,255			2,255	
トータルコスト	14,150	5,290	19,440	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	システム改修等				
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要 令和6年度に行われる3年に1度の介護報酬改定に対応するため、介護保険指定事業者等管理システムの改修を行う。</p> <p>2 主な事業内容 介護報酬改定による新たな介護サービスの開始、旧サービスの廃止、加算の創設や加算要件の変更等制度改正に伴う集計方法や様式の変更等を行う。(財源：国1/2)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定に伴うシステム改修を行い、引き続き利用可能な環境の構築を進める。 ・令和元年度に介護保険指定事業者等管理システムの大幅改修を実施（システムをクラウド化）して以来、他指定権者管轄事業所の情報を含め多くの情報が共有可能となり、各保険者の指導・監査を実施する上で、非常に有効な体制が構築できている。 								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7194）

7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病対策事業	998,546	83,170	1,081,716	41,585			41,585	
トータルコスト	1,025,056	83,950	1,109,006	（補正に係る主な業務内容） 医療費の公費負担				
従事する職員数	3.4人	0.1人	3.5人					

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

難病の患者に対する医療等に関する法律に定める指定難病に罹患している患者に対して、同法に基づき県がその治療に要した医療費の一部を公費負担する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	補正額
難病等医療費助成事業(国1/2、県1/2)	国の指定難病（338疾患）の患者に要した医療費の一部について公費負担を行うにあたり、その負担額が当初予算額を上回る見込みであることから、不足分を増額補正する。	83,170

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・医療費の公費負担や療養生活の向上に資する事業を実施することで、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び生活の質の維持向上を図る。
- ・高額な治療薬の保険適用等により難病医療費は増加している。
 〈鳥取県の患者数〉 全体数4,840人 うち70歳以上2,254人（令和4年度末時点）

＜参考：難病患者数・医療費助成額の推移＞

区分	H30	R元	R2	R3	R4
県内患者数	4,343人	4,574人	5,104人	5,171人	4,840人
医療費公費負担額	717百万円	793百万円	815百万円	893百万円	937百万円
指定難病数	331	333	333	338	338

※患者数とは、公費負担を受けられる医療受給者証を所持している者の数であり、各年度末の数値を集計したもの。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7194）

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支え合う自死対策総合推進事業	29,979	5,730	35,709	5,472			258	
トータルコスト	44,304	6,510	50,814	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	3.1人	0.1人	3.2人	こども・若者の自死危機対応チームの運営等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県では精神保健福祉センター内に「鳥取県自死対策推進センター」を設置し、市町村や関係機関と連携しながら一丸となって自死対策を総合的に推進しているところであるが、新たに「こども・若者の自死危機対応チーム」を設置し、学校、医療を含めた地域との連携体制のさらなる充実を図る。

2 主な事業内容

<自死対策総合推進事業>

○こども・若者の自死危機対応チームの創設（新規）：5,215千円（補助率：国10/10）

自死未遂や自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入強化のため、教育委員会と連携し、鳥取県自死対策推進センターに多職種の専門家で構成する「こども・若者の自死危機対応チーム」を設置し、学校や地域の支援者等では対応が困難な事案に助言等を行う。

- ・ 構成員：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士等
- ・ 設置単位：医療圏域ごとにチームを編成（東部・中部・西部）

<具体的な取組例>

- ・ 教育委員会との調整会議の開催（支援フローチャートの検討、学校・医療・地域との連携方法の検討、支援の振り返り、研修の企画等）
- ・ 学校、地域の支援者へのヒアリングと支援会議の開催
- ・ 案件内容に応じた関係支援機関（医療機関等）との連絡調整

○とっとりSNS相談事業（拡充）：515千円（補助率：国1/2）

自殺対策強化月間（3月）、新学期開始前後及び自殺予防週間（9月）の相談日を拡充する。

[従来からの取組]

○心といのちを守る県民運動

本県の自死対策について協議し、地域の当事者として対策を推進していく社会運動組織

構成：医療・司法・経済・労働・学校・警察・民間団体・報道等

○相談体制：とっとり SNS 相談事業、相談窓口担当者連絡会等

○普及啓発：「眠れてますか？睡眠キャンペーン」での各種媒体を活用した啓発活動、相談窓口の周知

○ゲートキーパー養成

自死の危険を示すサインに気づき、早期対応につなぐゲートキーパー養成研修を地域や職域で実施

○いのちの電話活動への支援：相談員の育成・体制強化

○自死遺族支援：精神保健福祉センターと自死遺族の会（コスモスの会）が家族の集いを開催

【参考】子どもの悩みサポートチーム支援事業（県教育委員会）

学校・教育委員会、警察、児童相談所、その他の関係機関が連携して「子どもの悩みサポートチーム」を編成し、専門的知識、権限等に即した適切な役割分担に基づき、それぞれの専門性を発揮することで、学校におけるいじめ事案の解決を図る。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 誰もが自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことのできる鳥取県の実現を目指す。
- ・ 令和5年度までに自死者数を年間50人以下、自殺死亡率を10.0以下（人口10万対）とする。
- ・ 若年層の相談体制構築のため「とっとりSNS相談事業」を実施している。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線：7172)

2目 医務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
[債務負担行為] 鳥取県小児救急電話 24時間相談対応事業		(債務負担行為) 89,100	(債務負担行為) 89,100			(債務負担行為) (基金繰入金) 89,100	
	14,053	0	14,053				
トータルコスト	14,833	780	15,613	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	委託契約事務			
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民（小児の保護者等）の不安軽減、救急車・救急医療機関の適正利用（逼迫回避）を図るため、電話相談事業（＃8000）を継続実施するとともに、令和6年4月から実施予定の小児医療費の完全無償化をふまえ、相談受付時間を拡充する。</p> <p>※＃8000の対象：15歳未満の小児に係る電話相談</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>これまでの運用実績や効果、課題、関係者からの声等を踏まえ、<u>次期（令和6年度から令和8年度までの3年間）の相談受付時間を拡充する。</u></p> <p>（現行：平日は夜間（午後7時～翌日午前8時）のみ（土日祝日は24時間）→拡充：<u>平日含め24時間365日</u>）</p> <p>（1）事業期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）</p> <p>（2）電話番号 〃8000（ダイヤル回線・I P電話の場合は、0857-26-8990）</p> <p>（3）受付時間 24時間365日</p> <p>（4）委託先 民間事業者</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送人員に占める軽症患者の割合を令和11年までに25%以下とする。（参考：令和4年：36.8%） ・事業開始（平成21年2月）以降、多くの救急電話相談に対応しており、小児の保護者等の不安軽減につながっているほか、救急車・救急医療機関の適正利用の促し等を行っている。 ※拡充経過：平成29年1月に相談受付時間を延長（土日祝日の24時間等）、令和3年4月及び令和5年4月に電話回線数を増設した。（本年4月からすべての時間帯で2回線） ・他方、救急搬送者数は増加の一途（令和4年は過去最多を更新）をたどり（特に現在サービスを提供していない日中の搬送件数が最も多い）、また、軽症患者の割合が依然として高い（18歳未満では6割以上）など、小児救急体制の逼迫の懸念が高く、消防関係者や救急医療関係者から更なる取組強化を求める声が挙がっている。 ・更に、来年4月実施予定の小児医療費完全無償化に伴う負担増大を懸念する小児医療関係者の声も聞かれ、一層の取組強化が重要となっている。 							

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線：7172)

2目 医務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 鳥取県救急電話24時間 相談対応事業		(債務負担行為) 19,800	(債務負担行為) 19,800			(債務負担行為) (負担金) 9,900	(債務負担行為) 9,900	
トータルコスト	2,817	0	2,817					
従事する職員数	3,597	780	4,377	(補正に係る主な業務内容)				
	0.1人	0.1人	0.2人	委託契約事務				
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民の不安軽減、救急車・救急医療機関の適正利用（逼迫回避）を図るため、電話相談事業（#7119）を継続実施する。</p> <p>※#7119の対象：概ね15歳以上の大人に係る電話相談</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>これまでの運用実績や効果、課題、関係者からの声等を踏まえ、<u>次期（令和6年度から令和8年度までの3年間）の相談受付時間を拡充する。</u></p> <p>（現行：平日は夜間（午後7時～翌日午前8時）のみ（土日祝日は24時間）→拡充：<u>平日含め24時間365日</u>）</p> <p>（1）事業期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）</p> <p>（2）電話番号 #7119（ダイヤル回線・IP電話の場合は、0857-26-7990）</p> <p>（3）受付時間 24時間365日</p> <p>（4）委託先 民間事業者</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送人員に占める軽症患者の割合を令和11年までに25%以下とする。（参考：令和4年：36.8%） 事業開始（平成30年9月）以降、多くの救急電話相談に対応しており、県民の不安軽減につながっているほか、救急車・救急医療機関の適正利用の促し等を行っている。 他方、救急搬送者数は増加の一途（令和4年は過去最多を更新）をたどり（特に現在サービスを提供していない日中の搬送件数が最も多い）、また、軽症患者の割合が依然として高い（約4割）など、救急体制の逼迫の懸念が高く、消防関係者や救急医療関係者から更なる取組強化を求める声が挙げられている。 								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7190）

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 看護補助者処遇改善支援事業	0	30,000	30,000	30,000				
トータルコスト	0	30,780	30,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国において、物価高騰及び他産業の賃上げに対応した看護補助者の処遇改善策を緊急に実施する方針を打ち出したことを受け、従事者の処遇改善に取り組む県内の医療機関を支援する。</p> <p>※看護補助者：看護が提供される場において、看護チームの一員として看護師の指示のもと、看護の専門的判断を要しない看護補助業務を行う者。（資格なし）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>看護補助者の処遇改善に取り組む医療機関に対し、必要となる経費を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額：看護補助者1人当たり6千円／月相当 ・対象期間：令和6年2月～5月の4か月間 ※6月以降は診療報酬改定により対応される見通し ・対象職種：医療機関に勤務する看護補助者 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金を活用し、賃金水準の低い看護補助者の処遇改善を進める。 								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

感染症対策課 (内線: 7770)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 新興感染症対策強化事業	0	100,000	100,000	50,000	(25,000) 50,000			県費負担 25,000												
トータルコスト	0	100,780	100,780	(補正に係る主な業務内容)																
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金の交付等																
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>感染症法が改正され、平時から新興感染症に備え、有事には感染対策を講じた上で医療提供可能な体制を速やかに構築するため、医療措置協定制度が創設された。(医療措置協定制度は令和6年4月1日施行)</p> <p>本事業では、県と医療措置協定を締結する医療機関が平時に行う個室病床の整備、多床室の個室化のための可動式パーティションの設置、簡易陰圧装置等の設備整備に要する費用に対して支援し、新興感染症への医療提供体制の対応強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>新興感染症への医療提供体制の対応強化を図るため、県と医療措置協定を締結する医療機関に対して、感染対策のために必要な設備整備等の費用に対する支援を行う。</p> <p>(1) 対象施設 県と医療措置協定を締結する医療機関 (協定締結が決まっている場合を含む)</p> <p>(2) 対象経費 個室病床の整備、多床室の個室化のための可動式パーティションの設置、ゾーニングのための病棟出入口の扉設置、個人防護具保管庫の整備、簡易陰圧装置等の設備整備等の費用</p> <p>(3) 補助率 個室病床の整備 2/3 個室病床の整備以外 10/10、定額補助</p> <p>(4) 補正額 100,000千円 (財源) 国1/2</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かし、感染症指定医療機関、今後医療措置協定を締結する医療機関を中心に、新興感染症発生に備えた医療提供体制を構築していく。 新型コロナウイルス感染症については、今年度、感染症法上の5類感染症となったことを受けて、新型コロナ患者、疑い患者に対応する医療機関に対して、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーティション、簡易陰圧装置等の整備費用を支援している。 <p><令和5年度新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への設備整備支援の実績(令和5年9月末時点)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療機関数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関(入院)</td> <td>17医療機関</td> <td>119,168千円</td> </tr> <tr> <td>医療機関(外来)</td> <td>116医療機関</td> <td>101,170千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>延べ133医療機関</td> <td>220,338千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は交付決定額ベース</p>									区分	医療機関数	金額	医療機関(入院)	17医療機関	119,168千円	医療機関(外来)	116医療機関	101,170千円	合計	延べ133医療機関	220,338千円
区分	医療機関数	金額																		
医療機関(入院)	17医療機関	119,168千円																		
医療機関(外来)	116医療機関	101,170千円																		
合計	延べ133医療機関	220,338千円																		

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節 款項目	3款 民生費									
	補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部						
				補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報酬	368,660		368,660	137,919		137,919	132,495		132,495	
2 給料	1,651,423		1,651,423	442,143		442,143	404,353		404,353	
3 職員手当等	991,590		991,590	240,131		240,131	220,370		220,370	
4 共済費	622,039		622,039	165,379		165,379	151,863		151,863	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	1,744,544		1,744,544	1,679,930		1,679,930	1,486,684		1,486,684	
8 旅費	58,968		58,968	25,541		25,541	24,618		24,618	
費用弁償	15,261		15,261	4,152		4,152	3,966		3,966	
普通旅費	16,925		16,925	5,177		5,177	4,507		4,507	
特別旅費	26,782		26,782	16,212		16,212	16,145		16,145	
9 交際費	200		200	100		100	100		100	
10 需用費	146,517	250	146,767	29,339		29,339	24,973		24,973	
11 役務費	56,666		56,666	30,531		30,531	14,401		14,401	
12 委託料	3,830,711	30,703	3,861,414	1,000,788	4,095	1,004,883	958,617	4,095	962,712	
13 使用料及び賃借料	83,271	4,750	88,021	30,000	4,738	34,738	29,740	4,738	34,478	
14 工事請負費	434,012		434,012	23,809		23,809	23,809		23,809	
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	39,415		39,415							
18 負担金、補助及び交付金	38,080,169	1,494,304	39,574,473	31,323,937	1,064,433	32,388,370	30,985,803	1,064,433	32,050,236	
19 扶助費	1,593,795	4,655	1,598,450	1,342,575		1,342,575	1,138,370		1,138,370	
20 貸付金	16,100		16,100							
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	1,514,897		1,514,897	1,504,879		1,504,879	1,500,401		1,500,401	
25 寄附金	950		950	950		950	50		50	
26 公課費	47		47							
27 繰出金	3,311,990		3,311,990	3,309,472		3,309,472	3,309,472		3,309,472	
予備費										
計	54,545,964	1,534,662	56,080,626	41,287,423	1,073,266	42,360,689	40,406,119	1,073,266	41,479,385	
財源内訳	国庫支出金	6,635,449	1,027,449	7,662,898	4,960,920	869,151	5,830,071	4,517,517	869,151	5,386,668
	地方債	288,000	108,000	396,000	21,000	65,000	86,000	21,000	65,000	86,000
	その他	3,186,266		3,186,266	2,575,183		2,575,183	2,456,770		2,456,770
	一般財源	44,436,249	399,213	44,835,462	33,730,320	139,115	33,869,435	33,410,832	139,115	33,549,947

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費			12目 障がい者自立支援事業費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	121,806		121,806	1,029		1,029	8,057		8,057
2	給料	404,353		404,353						
3	職員手当等	219,498		219,498				872		872
4	共済費	151,032		151,032				825		825
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	19,956		19,956	1,247,049		1,247,049	218,174		218,174
8	旅費	6,372		6,372	7,826		7,826	9,796		9,796
	費用弁償	2,601		2,601	194		194	1,106		1,106
	普通旅費	2,128		2,128	430		430	1,627		1,627
	特別旅費	1,643		1,643	7,202		7,202	7,063		7,063
9	交際費	100		100						
10	需用費	13,172		13,172	796		796	10,249		10,249
11	役務費	6,247		6,247	3,665		3,665	3,882		3,882
12	委託料	232,627		232,627	153,530	2,880	156,410	569,721	1,215	570,936
13	使用料及び賃借料	6,807		6,807	5,543	4,630	10,173	16,178	108	16,286
14	工事請負費	23,809		23,809						
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費									
18	負担金、補助及び交付金	1,077,707	57,000	1,134,707	21,763,514	666,485	22,429,999	4,744,461	340,948	5,085,409
19	扶助費	2,357		2,357				1,135,870		1,135,870
20	貸付金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金				1,500,401		1,500,401			
25	寄附金									
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	2,285,843	57,000	2,342,843	24,683,353	673,995	25,357,348	6,718,085	342,271	7,060,356
財源内訳	国庫支出金	601,365	57,000	658,365	2,810,743	571,911	3,382,654	1,101,122	240,240	1,341,362
	地方債	21,000		21,000					65,000	65,000
	その他	99,473		99,473	2,311,654		2,311,654	45,632		45,632
	一般財源	1,564,005		1,564,005	19,560,956	102,084	19,663,040	5,571,331	37,031	5,608,362

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節 款項目	4款 衛生費									
	補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部						
				補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報酬	396,599	2,614	399,213	303,322	2,614	305,936	125,783	2,614	128,397	
2 給料	1,386,893		1,386,893	699,115		699,115	170,055		170,055	
3 職員手当等	865,197	448	865,645	488,111	448	488,559	94,554	448	95,002	
4 共済費	515,275	538	515,813	258,756	538	259,294	65,343	538	65,881	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	1,329,718	936	1,330,654	1,316,973	936	1,317,909	14,369	936	15,305	
8 旅費	54,222	324	54,546	30,446	324	30,770	13,067	324	13,391	
費用弁償	12,990	90	13,080	7,115	90	7,205	2,362	90	2,452	
普通旅費	18,617		18,617	7,245		7,245	2,938		2,938	
特別旅費	22,615	234	22,849	16,086	234	16,320	7,767	234	8,001	
9 交際費	100		100							
10 需用費	539,485		539,485	433,795		433,795	316,980		316,980	
11 役務費	238,337		238,337	210,733		210,733	35,706		35,706	
12 委託料	3,767,594	30,515	3,798,109	2,757,639	515	2,758,154	1,566,663	515	1,567,178	
13 使用料及び賃借料	946,423	355	946,778	887,580	355	887,935	9,572	355	9,927	
14 工事請負費	995,143	285,000	1,280,143	119,118		119,118				
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	25,029		25,029	7,453		7,453	4,431		4,431	
18 負担金、補助及び交付金	11,683,460	332,300	12,015,760	9,914,500	130,000	10,044,500	5,432,121	100,000	5,532,121	
19 扶助費	1,415,976	83,170	1,499,146	1,263,221	83,170	1,346,391	1,263,101	83,170	1,346,271	
20 貸付金	980,790		980,790	968,838		968,838				
21 補償、補填及び賠償金	1,000		1,000							
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	469,097		469,097	458,505		458,505				
25 寄附金	77,830		77,830	71,900		71,900				
26 公課費	125		125	125		125				
27 繰出金										
予備費										
計	25,688,293	736,200	26,424,493	20,190,130	218,900	20,409,030	9,111,745	188,900	9,300,645	
財源内訳	国庫支出金	13,036,213	476,857	13,513,070	11,241,416	127,057	11,368,473	7,266,976	97,057	7,364,033
	地方債	741,000	206,000	947,000	107,000	50,000	157,000		50,000	50,000
	その他	1,093,951		1,093,951	836,933		836,933	1,601		1,601
	一般財源	10,817,129	53,343	10,870,472	8,004,781	41,843	8,046,624	1,843,168	41,843	1,885,011

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款 項 目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
		3目 予防費			7目 難病対策費			8目 健康県づくり推進費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報 酬	82,525		82,525	1,288		1,288	1,593	2,614	4,207
2	給 料									
3	職 員 手 当 等								448	448
4	共 済 費	24		24					538	538
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	報 償 費	7,277		7,277	129		129	1,054	936	1,990
8	旅 費	4,510		4,510	58		58	1,169	324	1,493
	費用弁償	742		742				280	90	370
	普通旅費	1,861		1,861				500		500
	特別旅費	1,907		1,907	58		58	389	234	623
9	交 際 費									
10	需 用 費	310,991		310,991				1,755		1,755
11	役 務 費	30,837		30,837				1,169		1,169
12	委 託 料	1,245,484		1,245,484	58,449		58,449	94,534	515	95,049
13	使用料及び賃借料	7,096		7,096				1,185	355	1,540
14	工 事 請 負 費									
15	原 材 料 費									
16	公 有 財 産 購 入 費									
17	備 品 購 入 費	1,091		1,091						
18	負担金、補助及び交付金	5,267,120	100,000	5,367,120	7,741		7,741	40,791		40,791
19	扶 助 費	164,134		164,134	930,881	83,170	1,014,051			
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積 立 金									
25	寄 附 金									
26	公 課 費									
27	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	7,121,089	100,000	7,221,089	998,546	83,170	1,081,716	143,250	5,730	148,980
財 源 内 訳	国庫支出金	6,471,800	50,000	6,521,800	493,758	41,585	535,343	40,864	5,472	46,336
	地方債		50,000	50,000						
	その他	5		5				887		887
	一般財源	649,284		649,284	504,788	41,585	546,373	101,499	258	101,757

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款 項 目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	3目 保健師等指導管理費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	37,822		37,822	62		62	441,241	2,614	443,855
2	給料	340,110		340,110				1,156,374		1,156,374
3	職員手当等	290,211		290,211				735,902	448	736,350
4	共済費	124,231		124,231				429,371	538	429,909
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	1,300,467		1,300,467	620		620	2,996,903	936	2,997,839
8	旅費	11,911		11,911	918		918	56,007	324	56,331
	費用弁償	1,459		1,459				11,267	90	11,357
	普通旅費	2,399		2,399	210		210	12,422		12,422
	特別旅費	8,053		8,053	708		708	32,318	234	32,552
9	交際費							100		100
10	需用費	30,289		30,289	414		414	463,134		463,134
11	役務費	156,257		156,257	198		198	241,264		241,264
12	委託料	221,063		221,063	29,545		29,545	3,758,827	4,610	3,763,437
13	使用料及び賃借料	13,864		13,864	28		28	917,580	5,093	922,673
14	工事請負費	119,118		119,118				142,927		142,927
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	2,992		2,992				7,453		7,453
18	負担金、補助及び交付金	4,472,301	30,000	4,502,301	13,738	30,000	43,738	41,239,037	1,194,433	42,433,470
19	扶助費	120		120				2,605,796	83,170	2,688,966
20	貸付金	968,838		968,838	693,558		693,558	968,838		968,838
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料							100,000		100,000
23	投資及び出資金									
24	積立金	458,505		458,505				1,963,384		1,963,384
25	寄附金	36,900		36,900				72,850		72,850
26	公課費							125		125
27	繰出金							3,309,472		3,309,472
	予備費									
	計	8,584,999	30,000	8,614,999	739,081	30,000	769,081	61,606,585	1,292,166	62,898,751
財源内訳	国庫支出金	2,018,708	30,000	2,048,708	1,724	30,000	31,724	16,203,336	996,208	17,199,544
	地方債	107,000		107,000				128,000	115,000	243,000
	その他	823,027		823,027	4,207		4,207	3,412,116		3,412,116
	一般財源	5,636,264		5,636,264	733,150		733,150	41,863,133	180,958	42,044,091

節 の 明 細

項 目	金額（千円）等	
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県生活困窮者に係る総合支援拡充事業補助金	57,000
4 目 老人福祉費		
負担金、補助及び交付金	介護職員処遇改善支援補助金	387,000
	軽費老人ホーム運営費補助金	10,000
	鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金	152,104
	鳥取県介護分野ICT導入支援事業補助金	117,381
12 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県社会福祉施設等施設整備事業補助金	227,271
	障がい福祉職員処遇改善交付金	98,677
	鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金	15,000
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県感染症指定医療機関等施設・設備整備費補助金	100,000
8 目 健康県づくり推進費		
報酬	会計年度任用職員	1人
4 項 医薬費		
3 目 保健師等指導管理費		
負担金、補助及び交付金	看護補助者処遇改善補助金	30,000

緑越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考	
							国庫補助金	起債	その他		
3 民生費	1 社会福祉費	1 総務	生活困窮者相談支援体制等充実事業費	孤独・孤対策	57,000	57,000	57,000			国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
			介護事業所における介護ロボット・ICT導入支援事業費	長寿社会課	438,442	269,485	179,656			国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
		4 老人福祉費	介護職員処遇改善費	長寿社会課	400,000	390,000				国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
			鳥取県社会福祉施設整備事業(国)	障がい福祉課	323,071	227,271	130,240	65,000			国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
4 衛生費	1 公衆衛生費	12 障がい者自立支援事業費	障がい福祉職員処遇改善費	障がい福祉課	100,000	100,000	100,000			国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
			鳥取県障がい福祉分野におけるロボット・ICT導入支援事業費	障がい福祉課	15,000	10,000					国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
		3 予防	新興感染症対策強化事業費	感染症対策課	100,000	100,000	50,000				国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
			健康づくり(みんなど元あう自死対策)推進費	健康政策課	35,709	4,788	4,609			179	国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。
4 衛生費	4 医薬費	3 保健師等指導管理費	看護補助者処遇改善費	医療政策課	30,000	30,000	30,000			国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
			福祉保健部合計		1,499,222	1,188,544	941,505	65,000		177,039	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和5年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	千円 732,480		千円	令和6年度から 令和10年度まで	千円 732,480	千円	千円	千円	千円 732,480	看護職員修学資金、看護職員奨学金、理学療法士等修学資金の貸付
令和5年度 鳥取県救急電話24時間 相談対応事業	医療政策課	19,800			令和6年度から 令和8年度まで	19,800			9,900	9,900	電話相談事業の委託料
令和5年度 鳥取県小児救急電話24 時間相談対応事業	医療政策課	89,100			令和6年度から 令和8年度まで	89,100			89,100		電話相談事業の委託料
令和5年度 鳥取看護専門学校 管理運営費	医療政策課	4,197			令和6年度から 令和8年度まで	4,197			4,197		校舎清掃の委託料

条例名等	鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 医療法施行規則の一部が改正され、病院の従業者に係る基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 病院が有しなければならない従業者について、病床数が 100 床以上の病院にあつては、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を有しなければならないものとする。</p> <p>(2) 施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。</p>

鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県医療法施行条例（平成24年鳥取県条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院の従業者)</p> <p>第5条 病院（特定機能病院を除く。以下この条において同じ。）は、医師及び歯科医師のほか、次に掲げる従業者を有しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数が100以上の病院に限る。）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(病院の従業者)</p> <p>第5条 病院（特定機能病院を除く。以下この条において同じ。）は、医師及び歯科医師のほか、次に掲げる従業者を有しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 栄養士（病床数が100以上の病院に限る。）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。